

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、三原市  
沼田東町末光二三一五番地一、西迫利孝の請求に係る監査を次のとおり執行したので、同規  
定によりその結果を公表する。

平成二十二年四月三十日

同	同	同	同	同
加賀美	高橋	下原	富永	健三
和正	義則	康充		

## 広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により，広島県職員措置請求について，次のとおり監査を執行した。

平成 22 年 4 月 28 日

広島県監査委員	富 永 健 三
同	下 原 康 充
同	高 橋 義 則
同	加賀美 和 正

### 第 1 監査の請求

#### 1 請求人

三原市沼田東町末光 2 3 1 5 番地 1 西 迫 利 孝

#### 2 請求書の提出日

平成 22 年 3 月 4 日付け・同年 3 月 5 日受付

#### 3 請求の要旨

三原市立田野浦小学校長は，平成 21 年 8 月 10 日に開催された広島県公立小・中学校女性管理職会の「夏の研修会」への参加について，同校主幹教諭（当時。以下同じ。）に旅行命令を発した。その決裁に基づき，広島県教育委員会において旅費支出の手続が進められ，当該主幹教諭に対して旅費 3,210 円が支給された。広島県教育委員会及び三原市立田野浦小学校長は，この旅費の返還を請求する措置を講じること。

#### （請求の理由）

当該主幹教諭が参加した「夏の研修会」は，女性校長・教頭を対象としており，管理職ではない主幹教諭に旅行命令を発するのは不当である。その不当な旅行命令の決裁に基づいて旅費が支給されたことは，県の損失である（県の損害額は，当該主幹教諭へ支給された旅費 3,210 円）。

#### 4 請求の要件審査

(1) 措置請求書の内容に不備が認められたため，平成 22 年 3 月 18 日付け広監委第 83 号により補正を求めた。

(2) 平成 22 年 3 月 26 日に、請求人から、同月 24 日付けの補正した書類が提出され、受け付けた。

## 5 証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 22 年 4 月 12 日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この陳述において、請求人が出席し、措置請求書に記載されている内容のほか、「効率的な学校運営や業務の精選等によって教員の子どもと向き合う時間を拡充するため、平成 19 年 6 月に学校教育法が改正され、新しい職として、主幹教諭等の必要な職員を置くことができることとなり、広島県では、平成 21 年 4 月から県内の公立小中学校に主幹教諭が配置されている。広島県教育委員会は、主幹教諭について、管理職指定をしていない、管理職手当を支給していないので管理職ではないとの見解を明確に示している。三原市立田野浦小学校長が、数多くある研修の中から、女性管理職研修会を選択し、同校主幹教諭に旅行命令を発したのは、同校長に主幹教諭は中間管理職という意識があったためである。また、この研修会に参加することによって、当該主幹教諭は管理職としての意識をさらに強く醸成したと思われる。したがって、三原市立田野浦小学校長の旅行命令は、誤った認識を背景に発せられたものであり、極めて不当であると考える。」旨の陳述が行われるとともに、その内容を文書にした意見陳述書の提出があった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

広島県東部教育事務所長（以下「東部教育事務所長」という。）が、三原市立田野浦小学校長（以下「田野浦小学校長」という。）による平成 21 年 8 月 10 日の「夏の研修会」への旅行命令に基づき行った同校主幹教諭に対する旅費の支出を監査の対象とした。

### 2 監査の対象機関及び関係人

#### (1) 監査の対象機関

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、広島県教育委員会（以下「県教委」という。）及び広島県東部教育事務所（以下「東部教育事務所」という。）を監査の対象機関として、平成 22 年 4 月 14 日に実地監査を実施した。

#### (2) 関係人

地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、三原市教育委員会（以下「三原市教委」という。）、田野浦小学校長及び広島県公立小・中学校女性管理職

会（以下「女性管理職会」という。）を関係人として、調査を実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 監査の対象機関の説明

##### (1) 県教委の説明

###### ア 市町立学校教職員の旅費の支給について

###### (7) 市町立学校教職員の旅費負担制度の概要について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第6条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数に基づいて配置される職員の旅費は、都道府県が負担する（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条）。

当該旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）、職員の旅費に関する規則（昭和28年広島県人事委員会規則第4号）及び職員の旅費の支給に関する規程（昭和28年広島県教育委員会訓令第1号）に基づき支給する（依頼出張で依頼先が旅費を負担する場合は、県費以外の旅費が支給される。）。

###### (4) 主幹教諭の職務内容、権限、職の位置付け等について

学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第9項において「主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる」ものとされている（同法第49条、第62条及び第82条の規定により、中学校、高等学校及び特別支援学校に準用）。

また、文部科学省は「学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」（平成19年7月31日付け文部科学事務次官通知19文科初第536号）において、主幹教諭の職務について「命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができるものであること」としている。

これを踏まえ、広島県（県立学校）においては、主幹教諭の職務を「校長・教頭を補佐し、主任等を取りまとめ、命を受けて校務の一部を整理するとともに、授業等を行う」ものとし、主な職務内容等を次のとおりとするとともに、校長の権限に属する事務の一部を主幹教諭に専決させることができることとしており、このことは各市町教育委員会へも通知している。

- ・ 校務に関する企画立案や意志決定への参画
- ・ 校務分掌（部）間の調整・進行管理
- ・ 報告・調査等の作成・処理
- ・ 外部への対応

また、いわゆる「管理職」については、法令により定義が異なるものである。主幹教諭については、サービス・人事管理を行う職ではないが、所掌する校務の整理に当たって教諭等に職務命令を発することができるものであり、この点においては、管理職としての機能を有するものである。

なお、三原市における主幹教諭職について、県立学校及び他市町と特段に異なる取扱いがされているものとは承知していない。

#### (ウ) 旅費の支出に関する事務について

市町立学校及び共同調理場（以下「市町立学校」という。）の県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）の旅費の支出は、旅費システムを利用して行っており、支出事務処理の流れは、次のとおりである。

- ① 所属長が、予算の範囲内で旅行命令を発する。
- ② 職員は旅行を実施し、復命を行う。
- ③ 旅費事務担当者は、旅行情報及び復命情報を旅費システムに入力する。
- ④ 所属長は、旅費システムに登録した旅行情報等と旅行命令及び復命の内容を照合し、旅費支出依頼書に決裁後、教育事務所にデータを送信する。
- ⑤ 教育事務所は、旅費の支出に際し、市町立学校から送信されたデータの内容を確認することにより旅行命令簿等の確認を行う。  
確認は、各所属の旅行命令ごとに行い、主な確認項目は、日程、旅費種別、旅行命令番号、支出科目、用務、出発地、用務先、帰着地、交通手段、復命等である。
- ⑥ 教育事務所が、確認作業を行うことで旅行データがバッチ処理により財務会計のシステムに自動的に取り込まれる。
- ⑦ 旅行データの取込みは週1回行われ、財務会計のシステムから所属ごとの「支出負担行為整理書（兼）支出調書（旅費）」及び「旅費計算書兼領収証書」が出力される。  
出力された「支出負担行為整理書（兼）支出調書（旅費）」及び「旅費計算書兼領収証書」は、県情報政策課から教育事務所に送付される。
- ⑧ 教育事務所は、送付された「支出負担行為整理書（兼）支出調書（旅費）」の決裁を行い、「旅費計算書兼領収証書」を市町教育委員会を通して、市町立学校へ送付するとともに、職員に対し旅費を支給する。

#### イ 女性管理職会について

教育公務員は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条第1項に、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」と規定されており、その職種に応じた職務遂行

能力の開発・向上を図るため、職務としての研修はもちろんのこと、自主的に研修を行うなど、常に研修に努める必要がある。

女性管理職会は、「広島県公立小・中学校女性管理職会 会則」によると、「会員相互の研修と連携互助により、女性管理職の教養と、職能向上を図り、もって義務教育の振興に寄与することを目的」（第2条）としていることから、該当校の校長又は教頭が加入し、自己研鑽することについては、問題はないと考える。

ウ 本件「夏の研修会」への主幹教諭の参加について

研修会の内容が職務と関連があり、出張することにより校務に支障をきたすことがないと、旅行命令権者である校長が出張を命じ、主催団体である女性管理職会が参加を認めれば参加することに問題はないと考える。

また、主幹教諭の職務は、校長・教頭を補佐し、校務の一部を整理するものである。同研修会では、東部教育事務所長の講話や校長の実践発表が行われており、管理職はもとより主幹教諭の職務との関連性は認められると考える。

(2) 東部教育事務所の説明

ア 旅費の支出に当たっての旅行命令の確認について

(1)ア(ウ)の事務のうち、旅費の支出に際して、教育事務所が行う旅行命令簿等の確認は、⑤のとおりである。

教育事務所が各所属の旅行命令ごとにデータの確認作業を行う際、各項目内容に誤りや記入漏れ等がある場合は、当該所属の旅費事務担当者と連携し、当該旅行命令に係る旅行データの差戻しを所属に対し行っている。

イ 本件「夏の研修会」への主幹教諭の参加について

主幹教諭は、学校教育法の改正に基づき、学校の組織運営体制の一層の充実を図るため、本県においても平成21年度から配置されており、校務運営を組織的・機動的に行うため、校長・教頭を補佐し、校務の一部を整理する職である。

今回の女性管理職会の「夏の研修会」の内容は、現職の小中学校長の実践発表及び教育事務所長の指導講話であることから、校務を遂行していくうえで、参考となるものであり、職務との関連性は充分にあるものである。

これらのことから、本件研修会への主幹教諭の参加について、参加を認めた校長の判断は不適切とまでは言えない。

なお、本件研修会において東部教育事務所長が「女性管理職に期待すること」と題し行った指導講話の主な内容は、①平成21年度の県教委の新規事業である「中学校学力向上対策事業」、②校長として勤務した経験を基にした学校経営のあり方、授業モデル等、③人材育成に係るものであり、これら3項目の内容は、管理職としての心得や業務のほか、広島県の課題

を中心とした学校教育全般にわたるものである。

ウ 本件旅費支出事務について

旅費の支出手続は、(1)ア(ウ)の①～⑧の支出事務処理の流れに沿って、適正に行われている。

## 2 関係人の説明

### (1) 三原市教委の旅行命令の手続に関する説明

旅行命令及び復命の手続は、三原市教委の関係諸規程（三原市立学校管理規則（平成 17 年三原市教育委員会規則第 19 号）第 39 条及び三原市立学校県費負担職員服務規則（平成 17 年三原市教育委員会規則 15 号）第 10 条）により、適切に行われている。

### (2) 田野浦小学校長の説明

ア 旅行命令について

旅行命令は、職員の申出や内容により、必要又は人材育成に有意義であり、公務であると判断した上で、予算の範囲内で旅行命令を発している。

イ 本件旅行の目的及び効果について

主幹教諭の職務については、学校教育法第 37 条第 9 項に規定されており、三原市立田野浦小学校においても主幹教諭に校務の一部の整理を命じている。本件「夏の研修会」の内容は、平成 21 年 7 月 14 日付けの案内によると、管理職としてすぐに活用できる実践発表と講話とのことだったので、当該研修を受講させることが今後の主幹教諭としての職務の遂行上有益であると判断し、出張を命じたものである。

また、主幹教諭の復命によると、研修を今後の学校教育推進に生かそうという意欲を高めるものであり、大いに効果があったものと考えている。

ウ 主幹教諭を本件「夏の研修会」に参加させた理由について

当該主幹教諭は、女性であり、教頭を目指し研鑽していることや、実践発表及び指導講話という研修会の内容が、人材育成の観点から大変有意義なものだと捉えたため、出張を命じた。

### (3) 女性管理職会の説明

女性管理職会は、同会の会則により、公立小中学校の女性校長・教頭をもって組織し、職能向上のための研修や会員及び女性教師の地位・資質の向上に関する事業等を行っている。

本件「夏の研修会」に校長及び教頭以外の者が参加することについて、実践発表と指導講話という研修の内容により、会員たる校長の推薦があれば、人材育成の観点から会則第 3 条にのっとり認めている。

### 3 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料、監査の対象機関から提出された監査資料及び関係人調査から確認された事実関係等は、次のとおりである。

#### (1) 県費負担教職員の旅費に支給に係る制度について

##### ア サービスの監督

県費負担教職員は、県教委がその任命権を有している（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 37 条第 1 項）が、学校の管理・運営者である市町の公務員であり、市町教育委員会（以下「市町教委」という。）がサービスの監督を行い（地教行法第 43 条第 1 項）、職務を遂行するに当たっては、法令、当該市町の条例、規則等に従い、かつ、市町教委その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない（同条第 2 項）。

##### イ 旅行命令

旅行命令は職務上の命令であり、県費負担教職員に対する旅行命令は、サービス監督権者である市町教委又は学校管理規則等によりその権限を委任された校長が発している。

##### ウ 旅費の負担

県費負担教職員の旅費は、県が負担する（市町村立学校教職員給与負担法第 1 条）。

##### エ 旅費の支出手続

県費負担教職員の旅費の支出手続は、次のとおりである。

(7) 校長又は市町教委が旅行命令を発する。

(イ) 旅行を命じられた教職員は、旅行が終了した後、復命をし、学校又は共同事務室の「旅費システム」に必要項目を入力し、校長の確認を経て、当該項目を送信することにより、教育事務所長に対して旅費を請求する。

(ウ) 教育事務所では、職員の旅費に関する条例、職員の旅費に関する規則及び職員の旅費の支給に関する規程に基づいた請求であるかどうかを確認・審査し、旅費の支出負担行為及び支出命令を行う。そして、支出は、教職員が指定した預金口座に振替をすることによって行われる。

なお、県教委の予算の執行は、知事の権限に属し（地教行法第 24 条）、教育事務所長は、広島県会計規則（昭和 39 年広島県規則第 29 号）第 2 条に定める「麻」の長として、教育委員会に対する事務委任規則（昭和 46 年広島県規則第 83 号）第 2 条、教育長に対する権限委任規則（昭和 53 年広島県教育委員会規則第 1 号）第 1 条及び地方機関の長等に対する事務委任規程（昭和 34 年広島県教育委員会教育長訓令第 1 号）第 2 条の規定により知事及び会計管理者から委任された収支等命令者の事



務を行っている（広島県東部教育事務所決裁規程第2条及び別表総務課長の項第7号の規定により旅費に係る支出命令事務は、東部教育事務所総務課長の専決事項とされている。）。

(2) 三原市立小学校の主幹教諭の職務等について

三原市立小学校の主幹教諭の職務については、三原市立学校管理規則第31条第2項の規定により、必要に応じて小学校に置かれる職であり、その職務内容は、同条第3項において「校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童又は生徒の教育をつかさどる」とされている。

三原市立小学校の県費負担教職員の主幹教諭は、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）並びに市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和33年広島県人事委員会規則第6号）及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年広島県人事委員会規則第10号）の規定により教育職給料表（イ）特2級の適用を受ける職であり、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則第9条の規定による管理職手当の支給対象職員ではない。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第3項ただし書に規定する管理職員等ではない（管理職員等の範囲を定める規則（平成17年三原市公平委員会規則第8号）第2条第2項）ことを確認した。

(3) 女性管理職会について

女性管理職会は、平成2年6月5日に設立された任意団体であり、当該団体の概要は、次のとおりである。

ア 設立目的（同会会則第2条）

会員相互の研修と連携互助により、女性管理職の教養と、職能向上を図り、もって義務教育の振興に寄与することを目的とする。

イ 実施事業（同会会則第3条）

- (ア) 職能向上のための研修に関する事。
- (イ) 会員及び女性教師の地位・資質向上に関する事。
- (ウ) 女性管理職の連携互助に関する事。
- (エ) その他、この会の目的達成に必要な事項

ウ 会員資格（同会会則第4条）

公立小中学校の女性校長及び教頭

なお、「平成21年度広島県公立小・中学校女性管理職会名簿」により、田野浦小学校長が同会の会員であることを確認した。

(4) 本件「夏の研修会」の内容及び参加者について

ア 研修会の内容

(ア) 主催者

女性管理職会

(イ) 後援

県教委（承認番号：21-074）

(ウ) 日時・場所

平成21年8月10日（月曜日）13時30分から15時30分まで  
県民文化センター（広島市中区大手町一丁目5-3）

(エ) 実践発表

演題：「統合中学校誕生～町を越えてつなぐ・つながる～」  
発表者：豊田郡大崎上島町立大崎小学校長

(オ) 指導講話

演題：「女性管理職に期待すること」  
講師：東部教育事務所長

イ 参加者の状況

114人（内訳は、校長75人、教頭38人、主幹教諭1人）

ウ 参加者の把握方法

女性管理職会は、平成21年7月14日付けで、県内の地域代表の校長・教頭に対して「夏の研修会について（ご案内）」を送付した。

各地域代表は、担当地域内の参加者を集約して参加者名簿を作成し、同会に提出し、当日、これに基づき作成された受付用の参加者名簿により参加者の把握が行われた。

三原市の地域については、地域代表は田野浦小学校長であり、上記案内は直接田野浦小学校に対して送付され、当該校長は、三原市地域内の参加者を集約して参加者名簿を作成し、平成21年8月3日に、女性管理職会に提出している。

この名簿及び当日の受付用の参加者名簿それぞれに、田野浦小学校主幹教諭の職氏名が掲載されていることを確認した。

(5) 田野浦小学校長による旅行命令の手続について

田野浦小学校長による旅行命令については、三原市教委に対する関係人調査により、三原市立学校県費負担職員服務規則第10条の規定により適正に行われていることを確認した。

なお、田野浦小学校長が旅行命令を発した時点での関係旅費の予算額及びその執行残額は、次のとおりであることを確認した。

予算額：951,200 円，執行残額：903,345 円

(6) 本件旅行の事実について

女性管理職会による研修会の受付用の参加者名簿及び平成 21 年 8 月 11 日に当該主幹教諭が作成した復命書により，本件旅行の事実を確認した。

なお，復命書に記載された復命事項は，次のとおりである（原文）。

「広島県公立小・中学校女性管理職会研修会に参加した。東部事務所長の話で心に残ったことは 2 点あった。1 つは管理職の強みを十分発揮すること 2. 世羅中の実践より(1)アクションプラン…数字を迫りかける楽しさ，しんどさからの楽しさ (2)授業モデルの確立. 具体的事例についてのわかりやすい話だった。凛々しく・気高く・美しくを目指してがんばりたいと思う。以上報告します。（添付資料あり）」

(7) 東部教育事務所における旅費の支出事務について

(1)エ(ウ)の関係諸規定に定められた手続に従って，次のとおり本件旅費の支出命令等が適正に行われていることを確認した。

ア 旅費出納員（総務課長）による支出負担行為

支出負担行為整理書兼支出調書（旅費）及び旅費支出明細書により，本件旅費 3,210 円について，平成 21 年 11 月 4 日に債務が確定され，同日当該債務に係る支出負担行為が行われていることを確認した。

イ 収支等命令者（総務課長による専決）による支出命令

アの支出負担行為整理書兼支出調書（旅費）及び旅費支出明細書により，本件旅費 3,210 円について，平成 21 年 11 月 4 日に，平成 21 年 11 月 10 日を支払指定日として，支出命令が行われていることを確認した。（支出負担行為番号 090020717, 支出番号 09002071701, 支出是認番号 900020115）

なお，収支等命令者が支出命令を行った時点での関係旅費の予算額（東部教育事務所の管内の県費負担教職員に係る予算の総額）及びその執行残額は，次のとおりであることを確認した。

予算額：38,376,000 円，執行残額：5,830,349 円

(8) 本件旅費の額について

本件旅費の額は，次表のとおり，3,210 円となり，当該額は，職員の旅費に関する条例等関係諸規定による適正な額であることを確認した。

区分	旅行経路	鉄道賃	旅行雑費	計
往路	田野浦小学校～（自家用車）～三原駅～（JR）～広島駅～（路面電車）～紙屋町～（徒歩）～県民文化センター	1,430円	350円	3,210円
復路	県民文化センター～（徒歩）～紙屋町～（路面電車）～広島駅～（JR）～三原駅～（自家用車）～自宅	1,430円		

注 旅行経路欄中（ ）部分は、前後の地点間の交通手段を示す。

なお、自家用車の公務使用に係る車賃については、通勤手当の認定距離が自家用車の公務使用に係る路程を上回るため、通勤手当と調整され、非支給となっている。

#### (9) その他

本件研修会に係る県費負担教職員の旅費の支出に関し、事実関係の確認及び監査対象機関の説明から、県教委及び東部教育事務所が、本件研修会への参加に係る旅費を支出してはならないとする旨の財務会計上の通知等を発出した事実がないことを確認した。

### 4 判断

以上のような事実関係等の確認並びに監査対象機関及び関係人からの説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

#### (1) 旅行命令の公務性について

3(1)イのとおり、本件の旅行命令権者は、三原市教委から権限を委任された田野浦小学校長である。

田野浦小学校長による旅行命令は、三原市の職員による行為ではあるものの、県による旅費の支出命令の前提となることから、本件旅行命令の適否について検討する必要がある。

旅行命令権者である校長が旅行命令を発する際には、当該旅行の職務との関連性等を考慮して判断する必要がある。この点を本件についてみると、本件研修会は、県内の公立小中学校の女性校長及び女性教頭をもって構成される団体により、県教委の後援も得て、義務教育の振興に寄与することを目的として、実施されたものである。

その内容は、実践発表・指導講話ともに、必ずしも校長や教頭の職固有の業務に限定されるものではなく、学校教育全般に係るものであり、主幹教諭を含む教育公務員の職務と関連性があるものと認められる。

また、本件研修会への参加者の範囲について、2(3)及び3(4)ウのとおり、校長・教頭に限定されていたわけでもない。

以上を考慮すると、本件旅行命令は、校長として許容される裁量の範囲内のものと認められ、かつ、3(5)で確認したとおり、三原市教委の規程等関係諸規定に基づき適正に行われたものと認められる。

(2) 旅費の支出について

本件旅行について、旅費の支出に関する手続は、関係諸規定に基づき適正に行われ、その額も適正なもの認められる。

以上のことから、三原市立田野浦小学校主幹教諭に対する平成 21 年 8 月 10 日の女性管理職会「夏の研修会」に係る同校校長による旅行命令は、違法・不当であるとは認められず、これに基づく東部教育事務所長による支出も違法・不当であるとは認められない。よって、本件請求は、理由がないので棄却する。